

## 外部委託規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ユニバーサル志縁センター（以下「この法人」という）が、この法人の業務の一部を委託するにあたり、必要となる事項を定める。

(外注目的の明確化)

第2条 外注する場合は、目的・方針を明確にするものとする。

- (1) 自社の設備、能力、技術等の不備による場合
- (2) コストダウンを図るため外注利用が有利の場合
- (3) 納期確保に有利な場合
- (4) 販売（生産）量が時期的に不安定による生産調整の場合
- (5) その他

(外部委託先の決定、業務委託契約書)

第3条 外部委託先の決定は、以下の承認による。

- (1) 委託費が150万円を超える外部委託については理事会による承認による。
- (2) 委託費が100万円を超える外部委託については代表理事による承認による。
- (3) 委託費が50万円を超える外部委託については専務理事による承認による。
- (4) 委託費が50万円未満の外部委託は所管部署の責任者の承認で行うことができる。

2 その際に外部委託先とは、業務委託契約書を作成しなくてはならない。

3 外注先の選定にあたっては、原則として、プライバシーマーク認定企業、もしくは十分な個人情報の保護水準を満たしている者を選定する。

(外部委託に関する窓口担当者)

第4条 各事業に関する業務を委託する場合については、専務理事が窓口となり、取りまとめを行う。

- (1) 催事・セミナーの開催
- (2) 出版物の刊行
- (3) 調査研究の実施
- (4) 法人の管理に関する業務
- (5) 会計及び資金収支に関する業務
- (6) その他

(発注条件)

第5条 業務発注に際しては、次の発注条件を外注先に対して明示し、不一致のないように確認するものとする。

- (1) 業務内容（仕様）
- (2) 単価、金額
- (3) 納期
- (4) その他

(損害賠償義務)

第6条 理事は、外部委託先へ業務を委託したことに起因して、本会に損害を与えることになった場合には、損害賠償義務を負う。

(補則)

第7条 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。

附 則

この規程は、2021年6月21日から施行する。